

あいづ朝市 出店規約

本規約は、あいづナチュラルフェスタ（以下「本会」という。）が運営する「あいづ朝市」の会場にて、出店を希望する個人または企業（以下「申込者」という。）の出店申込み及び出店に係る遵守事項を定めたものである。申込者及び出店者は、本規約を十分に確認し、同意するものとする。

第1条（出店申込み資格）

1 申込者の出店資格は次のとおりである。

- (1) 会津地方に在住する個人または会津地方に本拠地を置く企業
- (2) 主たる商品が、会津地方で生産・加工・創作したものであること
- (3) 食品加工および現場調理については、会津地方において営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (4) その他、本会が特に認める者

なお、会津地方とは、福島県会津地方17市町村の範囲とする。

第2条（出店申込み禁止）

以下各号に該当する者は出店申込を行うことができない。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証する。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- (2) 破産者であって、復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- (6) 申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
- (8) 反社会的勢力の支配・影響を受け、または反社会的勢力を利用し、暴力的要求行為、不当要求行為、脅迫的言動、暴力行為、風説流布・偽計による信用毀損行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行う者（第三者を利用して行う場合も含む。）
- (9) 第1条の要件を満たさない者
- (10) その他本会が不適當と認めた者

第3条（出店申込資料等）

申込者は、本会が指定する申込フォーム及び以下各号の資料（以下「出店申込資料等」という。）を、本会が指定する期日までに所定の方法により提出するものとする。本会は出店申込資料等を審査後、出店許可を認めた申込者（以下「出店者」という。）のみに出店承諾書を送付し、この出店承諾書をもって本

会と出店者の契約が成立したものとみなす。なお、申込者は出店許可の是非に関する異議申し立てをすることはできない。

- (1) 必要に応じ営業許可証一式の写し 1 部
- (2) 事業概要書(法人は会社案内で代用可) 1 部
- (3) 販売品目の一覧 1 部

第 4 条 (出店プラン)

申込者は、本会が指定する以下のプランのうち、いずれかを選択するものとする。なお、一度決定したプランを変更したい場合は本会が審査を行い決定するものとする。

	S プラン	A プラン	B プラン	C プラン
出店料	年額 20,000 円	月額 3,000 円	1 回 1,000 円	なし
会費	年額 5,000 円	年額 5,000 円	年額 5,000 円	なし
出店団体	制限なし	制限なし	制限なし	学生団体

出店 7 日前から 3 日前までに本会が定めるフォームにて出店表明をすること。

第 5 条 (出店時間)

午前 8 時 30 分から午前 11 時まで。

なお、出店 30 分前までに参集し出店者ミーティングへ参加すること。

また、終了後のミーティングにも参加すること。

第 6 条 (出店料等の費用)

1 出店料は次のとおりとする。

- (1) S プラン：1 年度あたり何回出店しても 20,000 円
- (2) A プラン：一暦月に何回出店しても 3,000 円
- (3) B プラン：出店 1 回あたり 1,000 円
- (4) C プラン：なし

S プランについては年度における初回出店日に、その他のプランは出店の際に支払うこと。

2 会費は次のとおりとする。会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。初回出店日に支払うこと。

- (1) S プラン：年額 5,000 円
- (2) A プラン：年額 5,000 円
- (3) B プラン：年額 5,000 円
- (4) C プラン：なし

第 7 条 (損害賠償)

出店者が、本会または土地所有者その他第三者に損害を与えた場合、直ちに本会にその旨を申し出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

第 8 条 (出店申込みの解除)

1 本会は、出店者が次の各号に掲げる事由の一つに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに契約を解除することができるものとする。

- (1) 監督官庁より営業停止または営業許可の取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産申立、特別清算、民事再生手続、会社更生手続開始等の原因となる事由が生じたとき
- (3) 振り出した手形または小切手が不渡りになったとき、または支払停止または支払不能の状態に至ったとき
- (4) 解散もしくは営業の重要な一部の譲渡を決議、または他の会社に吸収合併されたとき
- (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき等財産状況が悪化したとき
- (6) 財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき
- (7) その他出店者が本会の信頼を失墜させる行為を行ったとき

2 本会は、出店者が本規約の各条項に違反したときは、相当の期間を定めて是正を催告し、なお是正されないときは、出店を停止させ、出店申込みを解除することができる。

第 9 条 (免責)

地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電、感染症 (COVID-19 等含む。)、戦争行為 (ミサイル飛来等含む。) 等その他不可抗力と認められる事故、または、本会若しくは出店者の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた出店中止等について、本会及び出店者は互いにその責を負わないものとする。

第 10 条 (本規約の変更)

本会は、本会が必要と認めたときに、申込者及び出店者の一般の利益に適合する場合または本規約の範囲内で、変更の必要性、変更後の内容の相当性などに照らして合理的な内容に限り、いつでも本規約を変更することができる。この場合、本会は変更後の本規約の内容及び変更の時期を本会ホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、申込者及び出店者が出店申込みまたは出店を行った場合には、申込者及び出店者は、本規約の変更に同意したものとみなす。

第 11 条 (協議)

本規約に定めがない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

第 12 条 (合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、福島地方 (簡易) 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

2024年3月12日 制定